

(仮称) 墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との相互理解の促進を図ることで、安全で安心な地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 周辺住民等 次に掲げる者をいう。

ア 住宅宿泊事業を営もうとする住宅又は届出住宅（以下「届出住宅等」という。）の存する敷地からの距離が10メートル以内の土地に存する建物の使用者又は管理者

イ 届出住宅等と同一の建物又は同一の敷地内に存する建物の使用者又は管理者

(2) 届出 法第3条第1項に規定する住宅宿泊事業を営む旨の届出をいう。

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策の策定、実施及び周知

(2) 警察署、消防署その他の関係機関との連携

(3) 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者に対する必要な指導

(4) 区民と住宅宿泊事業者又は宿泊者との交流機会の促進

(住宅宿泊事業者の責務)

第4条 住宅宿泊事業者は、法第9条に規定する周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明内容について、届出住宅内において書面の備付け、掲示その他の

適切な方法により、宿泊者が届出住宅に宿泊している間、確認することができるようにしなければならない。

- 2 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物を墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成11年墨田区条例第38号）その他関係法令を遵守し、自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 住宅宿泊事業者は、施設の構造設備等について関係法令を遵守し、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 住宅宿泊事業者は、区が実施する地域振興、観光振興、防火防災対策、防犯対策、国際交流等宿泊事業に関連する施策及び地域で開催される行事等に協力するよう努めなければならない。

（宿泊者の責務）

第5条 宿泊者は、届出住宅の利用に当たっては、届出住宅の周辺地域のマナー、慣習等に配慮し、周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。

（周辺住民等に対する周知）

第6条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、当該事業を営む旨及び次に掲げる事項について、次条の規定による説明会の開催又は戸別訪問（以下「説明会の開催等」という。）を行おうとする日の5日前までに、周辺住民等に対し、書面により周知しなければならない。

(1) 住宅の所在地

(2) 住宅宿泊事業者の住所、氏名（法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住宅宿泊管理業者に管理を委託する場合は、当該住宅宿泊管理業者についても同様）

(3) 説明会の開催等の日時及び場所

（周辺住民等に対する説明会の開催等）

第7条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、当該事業を営む旨及び次に掲げる事項について、届出をする前日までに、周辺住民等に対し説明会の開催等により説明しなければならない。

(1) 住宅の所在地

(2) 住宅宿泊事業者の住所、氏名（法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名）

及び連絡先（住宅宿泊管理業者に管理を委託する場合は、当該住宅宿泊管理業者についても同様）

(3) 住宅宿泊事業を開始しようとする日

(4) 住宅宿泊事業開始後の緊急連絡先

(5) 苦情への対応方法

(6) 法第9条第1項に規定する周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明内容

(7) 第13条に規定する実施の制限の該当の有無及び無の場合はその理由

2 住宅宿泊事業者は、前項第4号から第7号までに掲げる事項を変更したときは、速やかに、その旨を周辺住民等に対し、書面により周知しなければならない。

（区長への報告）

第8条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出の際に、前条第1項の規定による説明会の開催等を行った旨及びその内容を墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより区長に報告しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、前条第2項の周知を行ったときは、速やかに、その旨及び内容を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

（標識の掲示）

第9条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業を実施する場合、当該届出住宅の門扉、玄関等周辺住民等が容易に認識することができる位置に区が交付する標識を掲示しなければならない。

（苦情及び問合せへの対応等）

第10条 住宅宿泊事業者は、規則で定める体制を確保し、周辺住民等からの苦情及び問合せには、常時迅速に対応しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、前項の苦情及び問合せに対応した場合において、当該苦情及び問合せの内容その他の規則で定める事項を記録し、当該記録を3年間保存し、区長からの要求があった場合に閲覧に供しなければならない。

（本人確認）

第11条 住宅宿泊事業者は、宿泊者が届出住宅の使用を開始するまでに、当該宿泊者について本人確認を行わなければならない。

(住宅宿泊管理業者への準用)

第12条 第4条及び前2条の規定は、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者について準用する。

(法18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限)

第13条 法第11条第1項第2号に規定するときは、区内全域において、日曜日の正午から金曜日の正午までの間は、住宅宿泊事業を実施することはできない。ただし、届出住宅内等その他の規則で定める場所に住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場合は、この限りでない。

(報告の徴収)

第14条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、住宅宿泊事業者等に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

(届出住宅の公表)

第15条 区長は、届出住宅に関する次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 届出住宅の所在地
- (2) 届出番号
- (3) 届出日

2 区長は、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業務の委託をする場合は、前項に掲げる事項に加え、当該委託を受けた住宅宿泊管理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 商号、名称又は氏名
- (2) 連絡先
- (3) 登録番号

(違反者の公表)

第16条 区長は、住宅宿泊事業者が法第15条の規定による業務改善命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 届出住宅の所在地及び届出番号
- (2) 届出者名
- (3) 当該命令の内容

2 区長は、第13条の規定に違反して住宅宿泊事業を実施した者について、次に掲げる

事項を公表することができる。

(1) 届出住宅の所在地及び届出番号

(2) 届出者名

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 この条例の施行の際、現に法第3条第1項から第3項までの規定により住宅宿泊事業を営む旨を届け出た者については、第10条第1項、第13条及び第15条第2項の規定は適用しない。